

2025 年 7 月 31 日

関係ユーザー団体 殿

一般社団法人 日本鉄鋼連盟
常務理事 伊吹 隆直

「持続可能なサプライチェーン構築・効率化のための鋼材物流ガイドライン」による 発着連携へのご協力のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

2024 年 4 月より、改正労働基準法に基づくトラックドライバーの時間外労働時間の条件に関する規制が施行されることにより物流の停滞が懸念される、所謂「物流 2024 年問題」への対策として、「貨物自動車運送事業法」「物資の流通の効率化に関する法律(改正物流効率化法)」が改正され、2025 年 4 月より全荷主事業者において、「安全配慮義務」に加え、発・着荷主双方の立場での「荷待ち時間等の短縮」等の物流効率化への取組が義務化されました。

日本鉄鋼連盟としては、これらに先立ち、2023 年 7 月に「鋼材物流における 2024 年問題への対応について」と題し鋼材ユーザーとの連携の呼びかけを行い、同年 12 月には「物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」を策定。発荷主としての鋼材ユーザー各位への連携の呼びかけを”発着連携”、着荷主としての原燃料・資材サプライヤー各位への物流に係る問題点をお伺いする活動を”着発連携”と体系化し取組を推進して参りました。これらは、実効性の確保に繋がる好事例で推奨されるものとして、日本政府の事例集に掲載されるに至りました。

重量・長大物である鋼材の輸送には大型特殊車両であるトレーラーを使用する比率が他産業と比べ高く、鋼材ドライバーの不足・高齢化が益々深刻となっており、今後も、経済・社会活動の発展に不可欠な鋼材の安定供給の使命を果たすために不断の取組が必要となっております。また、商慣習の見直しに向けては、時間を掛け粘り強く対応すべきこと、商社との更なる連携が必要であると認識しております。

このような状況を踏まえ、今般、サプライチェーン全体で呼びかけ合い連携していくべき事項を整理し、「持続可能なサプライチェーン構築・効率化のための鋼材物流ガイドライン」として取り纏め、これを用いて改めて”発着連携”を進めることと致しました。

つきましては、貴団体の加盟企業の皆様に周知頂き、これらの対応につきご相談させて頂けますと幸いです。

鉄鋼業界と致しましても、経済・社会活動に不可欠な製品の安定供給を担う素材産業としての使命を全うし、持続可能なサプライチェーンの構築・効率化に向けて、鋼材のサプライチェーン全体の連携の連鎖をうみだしながら、より一層連携のステージを引き上げていく所存です。ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

敬 具

記

(1) トラック受渡条件ルールの再徹底

＜貨物自動車運送事業法における「安全配慮義務」＞

(2) 納入時間の柔軟化・緩和

＜改正物効法における「荷待ち時間等の短縮(努力義務)」＞

(3) 納入ロットの拡大（積載率の向上）

＜改正物効法における「積載効率の向上(努力義務)」＞

(4) 前広な納入オーダータイミングへの見直し

＜「荷待ち時間等の短縮」「積載効率向上」に向けた効果的な取組＞

(5) 出荷量の平準化

＜「荷待ち時間等の短縮」「積載効率向上」に向けた効果的な取組＞

(6) 持続可能なサプライチェーン構築・効率化のための適切な費用負担について

＜改正物効法における「実効性の確保のために取り組むべき措置」＞

※要望内容の詳細につきましては別添「持続可能なサプライチェーン構築・効率化のための鋼材物流ガイドライン」本紙をご参照ください。

別添資料：「持続可能なサプライチェーン構築・効率化のための鋼材物流ガイドライン」

以 上